

# 大分FTCにて指定養成施設取得

本田航空株式会社

2014年5月

## 指定養成施設とは

指定航空従事者養成施設とは、航空法第29条第四項の規定により国土交通大臣が指定した航空従事者の養成施設のことであり、当該施設の課程を修了した者に対する試験については、申請により告示で告示で定めるところに従い実地試験の全部又は一部が免除されるものです。

指定を受けるに当たっては、組織編成、教育施設・機材、教育及び技能審査の内容や方法及び施設運営に係る制度等、多彩な項目の審査が行われます。

この度、指定を受けた課程は

- ・ 多発限定変更課程
- ・ 計器飛行証明課程

の二課程で、より質の高い操縦士の養成が可能となりました。

現在、**自家用・事業操縦士課程指定養成施設**の指定に向け、調整中です。

平成27年9月より指定養成施設として、訓練がスタートする予定です。

## 指定養成施設のメリット

### 1: 質の高い訓練の実施

教育内容、訓練施設等について航空局の認定を受けています。

このことは訓練内容の質が高いことは当然ながら、訓練施設にあっても高い質がある事の証にもなります。

単に資格を得る事を目的とせず、より質の高い訓練を行うことで課程修了者の就職有利を目標としています。

### 2: 飛行時間の低減化

本課程を受講されることで、決められた進度に則って訓練を進められるため、無駄な時間は一切ありません。

また、訓練及び審査にはFTD（航空局認定の飛行訓練装置）2台を積極的に使用することで実機訓練の時間を最少にしていますので訓練費用も最小に抑えることが実現できました。

### 3: 計画的な訓練の実施

航空局との実地試験の日程調整が不要になるため、社内完結の柔軟な訓練計画の立案と実施が可能となりました。

実地試験のスケジュール待ちの様な無駄がなくなり、訓練期間の短縮など効率的な訓練が可能となります。

また、社内審査に不合格となった場合でも定められた教育規程の範囲内での柔軟な対応が可能です。

民間の訓練校としての利便性の

向上を常に考えながら訓練を行っ

ております。

指定養成施設の指定を受けるこ

とは今後の乗員養成には無くては

ならない要件です。

より高品質で効率的な乗員訓練

を提供してまいります。



訓練機 G58 バロン